

## 令和5年度大学教育再生戦略推進費

### 「高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）」Q&A

（令和6年1月9日現在）

※事前質問フォームからいただいた質問及び公募説明会当日にいただいた質問について、Q&Aに追加しました（[12月28日追加箇所：青字](#)）。

※Q4-3を欠番としました（1月9日）。

#### 1. 申請について

Q1-1 どのような学校が申請できるのか。

A 国公立大学のうち医学部を置く大学です。申請者（学長）から文部科学大臣宛に申請を行ってください。

Q1-2 大学病院の分院から申請することはできるのか。

A 分院単体で申請することはできません。（公募要領に記載のとおり、大学で取りまとめの上申請してください。）なお、大学病院本院での取組に加えて、分院での取組を申請書に含めて記載することは可能です。

Q1-2-2 本院での取組に加えて、分院での取組を申請書に含めて記載することは可能とあるが、本院と分院で別の領域での実習を行うため、別の領域の医療機器を申請することは可能か。

A 本院と分院で別の医療機器を申請することも可能です。  
ただし、本事業では、大学病院（本院）で管理する医療機器を想定しているため、整備する医療機器の管理を本院で行う必要がありますので留意してください。

Q1-3 他校と連携して申請することは可能か。

A 本事業では他校と連携しての申請を認めておりません。

Q1-4 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

A 事業責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。

Q1-5 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

Q1-6 「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q1-7 他の補助金にも申請する予定であるが、本公募への申請が制限されるのか。

A 他の補助事業への申請によって、本事業への申請が制限されることはありません（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の取組を除く。）。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。

Q1-8 申請書の作成に当たり、コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。

A 関係者の意見を得ることは構いませんが、コンサルタント等の協力を得て申請書の大部分を作成することは望ましくありません。大学改革は、各高等教育機関において自ら取り組まなければならないものであることを認識の上、各大学において責任を持って作成してください。

Q1-9 申請書はカラー・モノクロどちらがよいか。

A 特に指定はありません。申請書が見やすいものとなるようご留意願います。

Q1-10 様式の改変はできないのか。

A 指定した様式で記入してください。なお、行数の増減に係る行の高さの調整は可能です。（横幅は変えないでください。）

Q1-11 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいか。

A 参考となるデータや図表を含めて申請書を作成することは差し支えありません。ただし、指定外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q1-12 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。

A 一旦提出された申請書の差し替えや訂正は認めません。

## 2. 申請資格・申請要件について

Q2-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。

A （教育改革関係）及び（設置関係）の要件については、令和7年3月までに達成する必要があります。また、改革プランは定められた期日までに文部科学省へ提出する必要があります。

申請要件は厳格に確認します。万が一、要件に合致しないことが判明した場合は、大学名の公表や、補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

Q2-2 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

A 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金取扱要領」の第3条第1項に該当し、令和4年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

Q2-3 公募要領に定める申請資格のうち、ix) 及びx) については、「従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。」とあるが、従前の取扱いとはどのようなものか。

A 公募要領に定める申請資格のうち、ix) 及びx) について、「従前の取扱い」にあっては、以下のとおり読み替えを行ってください。

- ・「収容定員充足率」については、「入学定員超過率」に読み替える。
- ・「設置する学部の在籍者数の和」については、「設置する学部の入学者数の和」に読み替える。
- ・「設置する学部の収容定員の和」については、「設置する学部の入学定員の和」に読み替える。

なお、「従前の取扱い」にあっては、「表1」における「0.5を上回る」の基準はございません。また、以下の注釈が追加されます。

※「令和4年度大学入学者選抜実施要項」及び「令和5年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)①に記載する、追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替(以下「追試験等」という。)を行った場合には、令和4年度及び令和5年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

Q2-4 改革ガイドラインはいつ頃公表されるのか。また、改革プランはいつ頃文部科学省に提出するのか。

A 改革ガイドラインについては、令和6年2月下旬頃に文部科学省のウェブサイトで公表する予定です。また、改革プランの提出期限については、令和6年5月下旬頃とする予定です。詳細については、別途、文部科学省高等教育局医学教育課より通知します。

Q2-5 「診療参加型臨床実習の取組状況」に記載する「令和6年度の目標値」を達成することが申請要件となるか。また、その目標値を改革プランに反映させる必要はあるか。

A 「令和6年度の目標値」を達成することは申請要件として設定していません。また、その目標値を改革プランに反映させることも想定していません。ただし、目標値を達成できるようにどのように取り組むのかについて、改革プランに記載することは望ましいと考えます。

Q2-6 改革プランに記載する取組をシラバスや学修要項に記載する必要はあるか。

A 必ずしも、改革プランに記載する取組をシラバスや学修要項に記載する必要はありませんが、改革プランの実効性を担保するための計画があれば、積極的に取組を進めていただきたいと思います。

Q2-7 申請要件vi) 授業計画(シラバス)の内容については、列挙されている全ての項目(科目の到達目標、授業形態、事前・事後学習の内容、成績評価の方法・基準)について必須という認識でよいか。

A 御認識のとおりです。(未達成の場合は令和7年3月までに確実に達成することが申請要件となります。)

Q2-8 申請要件vii) 単位の過剰登録を防ぐ取組について、原則全授業科目が必修で単位の過剰登録を防ぐ必要がない場合や、学年制かつ必修ないしは選択必修のため、CAP制は採用していないものの、単位の過剰登録ができない体制である場合、申請要件を満たしていることになるか。

A 単位の過剰登録を防ぐ必要がない場合や単位の過剰登録ができない体制である場合には、vii)の要件を満たしているものと考えます。

Q2-9 申請要件viii) FDの実施について、“各年度中”に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していることが求められているが、この“各年度”とはいつのことを指しているか。

A 令和4年度又は令和5年度の状況で判断してください。未達成の場合は、令和7年3月までに確実に達成することが申請要件となります。

Q2-10 申請要件viii) FDの実施について、“専任教員”の定義はあるか。

A 大学設置基準上の「基幹教員」と同じ定義で差し支えありません。

### 3. 事業の対象について

Q3-1 「最先端医療設備」とは、どのようなものが対象となるのか。

A 医学生の教育にも活用するという観点を踏まえ各大学の状況に合わせた医療機器を整備（新規導入・更新）する計画で構いません。

Q3-2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の医療機器は対象となるか。

A 公募要領に記載のとおり、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることはできませんので、本事業では申請対象外とします。（なお、「〇〇システム」等の一部を構成する医療機器で、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定の医療機器と連結して使用されるものの、単独の医療機器として明らかに区分ができ、「〇〇システム」等として独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業（病院特別医療機械設備）で整備予定としていない医療機器については、本事業で申請することは可能です。）

Q3-3 複数の医療機器を整備する計画は申請の対象となるか。

A 優先順位を付した上で、補助上限額の範囲内で複数の医療機器を申請することも可能です。（この場合、必ずしも相互の機器に関連性がある必要はありません。）

同一の医療機器を2台以上整備する計画の場合は、1台当たりの単価が1千万円以上であることを確認のうえ、申請書の「2. 整備する最先端医療設備」の「導入（更新）の必要性」欄に、整備予定の台数も記入してください。

Q3-4 外国メーカーの製品で、海外ではすでに販売されているが、国内では承認されていない医療機器は申請の対象となるか。なお、公募締切である令和6年1月19日までには間に合わない見込みだが、承認され次第、発売される予定である。

A 本事業では、申請時点において、国内で承認されている医療機器を対象としますので、国内では承認されていない医療機器は申請の対象となりません。

Q3-5 手術手技の臨床教育を充実させるための、最先端の術野映像録画・編集と付随するサーバー関連のシステム一式は、申請対象となるか。また、ロボット支援手術 VR トレーニングシミュレータは申請対象となるか。

A 本事業では、申請時点において、国内で承認されている「医療機器」を対象としますので、「非医療機器」については、対象となりません。

Q3-6 教育目的の「手術ナビゲーションシステム」は、術中の腹腔内結合組織と脈管を色分けして学生、若手外科医と手術チーム間で解剖の確認ができるなど、教育ツールとして非常に有用であるが、本事業の申請対象となるか。

A 本事業では、申請時点において、国内で承認されている「医療機器」を対象としますので、「非医療機器」については、対象となりません。

Q3-7 医学生が学んだ臨床実習の成果を確認・評価すること等を目的とするシミュレーター機器を医療システムの医療設備を構成する機器の一つとして組み込むことは可能か。

A 本事業ではシミュレーター単体での購入は想定しておりません。また、本事業のために特例的に「〇〇システム」として申請することは認められません。

Q3-8 検査・診断・治療のそれぞれを用途とする複数の異なる医療機器を、臨床実習に資する一連の設備として構成し一つの医療システムとして申請することは可能か。

A 通常、「〇〇システム」として一体的に使用する複数の医療機器であれば対象となりますが、本事業のために特例的に「〇〇システム」として申請することは認められません。

Q3-9 「プログラム医療機器」とはどのような医療機器を想定されているか。

A 医薬品医療機器等法に基づき規制されるプログラム医療機器であり、例えば、放射線治療計画を支援する医療機器プログラムとその記録媒体を含むもの等を想定しています。

Q3-10 申請対象となる機器については、申請書【別添】「医行為の数」における医行為の項目で使用する機器である必要があるか。

A 医学生の教育環境の充実に資するものであれば、必ずしも【別添】の医行為の項目で使用する機器である必要はありません。

Q3-11 本事業にて購入した医療機器は、必ず診療現場で使用しなければならないのか。

A 診療現場で使用する機器を想定しています。

#### 4. 補助期間について

Q4-1 本事業は令和5年度補正予算のみの事業か。今後改めて予算計上はあるか。

A 令和5年度限りの事業です。令和6年度の予算には計上していません。また、令和7年度以降の取扱いについては、現時点では未定です。

Q4-2 予算の繰越は可能か。

A 事情がある場合には、繰越可能とする方向で調整中です。

(Q4-3 欠番)

Q4-4 申請書の「資金計画」については、令和5年度分の計画のみを記載するのか。それとも令和6年度分の計画も含めて記載すべきか。

A 本事業は令和5年度補正予算による事業のため、原則として令和5年度内に実施する事業計画を記載いただくこととなりますが、現時点において、事業計画が明らかに令和5年度内に完了しない場合には、令和6年度に実施予定の計画も含めた形で、申請書を作成してください。

ただし、その場合であっても、対象設備は令和6年度末までに納品・実際に稼働される必要があります。また、本事業が令和5年度補正事業であることから、令和6年度のできる限り早い時期に納品・稼働されることが望ましいと考えます。

Q4-5 政府調達（総合評価方式）での手続きを進めた場合に令和6年度中の納品が困難となることも想定されるが、令和7年度への予算繰越についても相談することは可能か。

A 令和7年度への予算繰越については想定しておりません。

## 5. 事業の規模について

Q5-1 「補助金交付申請額」はどのように記載するのか。

A 事業の総事業費（所要額合計に記載した額）が、補助上限額を上回る場合は、補助金交付申請額欄に記載する金額は補助上限額と同額としてください。なお、補助上限額を超えた部分は自己負担となります。選定された場合、事業の総額（補助額＋自己収入経費）に対する執行額で返納金が生じるため、過大に積算した場合は返納が生じる可能性があることに留意願います。

事業の総事業費が補助上限額以内である場合は、事業の総事業費と補助金交付申請額は同額としてください。

Q5-2 申請に当たり、補助上限額まで計上しなければならないのか。

A 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の目的や費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。

Q5-3 補助上限額に対して、上限まで計上している事業と上限に満たない少額の事業では、審査において有利・不利があるのか。

A ありません。大学や事業の規模において、事業の実施に必要な経費を計上してください。なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を策定してください。

## 6. 経費について

Q6-1 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

A 各大学の負担軽減の観点から、本事業については交付内定を行わず、交付決定のみを行うことといたします。経費の支出については、補助事業の開始（補助金交付決定）後となります。

Q6-2 選定された場合、交付決定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるか。

A 交付決定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、決定前に遡って経費を充当することはできません。本事業の各種契約（売買契約、請負契約等）は、交付決定通知日以降に締結しなければなりません。（**交付決定通知前に、契約の準備にあたる行為（入札公告等）を行うことは差し支えありません。**）

Q6-3 補助金交付予定額は、どのように算定されるのか。

A 推進委員会における審査結果等を踏まえ、予算の範囲内で、各大学からの補助金交付申請額に基づき、計画の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付予定額を決定します。

Q6-4 補助金交付予定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A 補助金の交付は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更す

ることは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

なお、申請書に記載する設備の金額（単価）については、申請時点の見積額となるため、交付申請時ないし交付決定後に金額が変更となることも想定されます。

また、選定後、補助金交付予定額（交付決定額）に基づき、申請書の「5. 設備整備計画の策定（4）設備整備計画」に記載された設備の範囲内で、本事業で整備する医療機器を変更することは可能とします。整備する医療機器を変更する場合には、本事業の趣旨に合致するか改めて確認します。

Q6-4-2 交付決定後に、予定していた医療機器が発売中止になり後継機種が発売となった場合、後継機種を購入することは可能か。

A 予定していた医療機器の後継機種を購入していただいて差し支えありません。

Q6-5 「8. 補助金の交付等」で、補助金の充当が適切と考える事項とは具体的にどのようなことか。

A 補助金の充当が適切と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した事業の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。学内規程等によらず、本事業に関わる事項についてのみ、特例的に支出を行うことは認められません。

Q6-6 本事業にて、臨床実習等を行う教員を雇用することは可能か。

A 本事業では、人件費への支出は認めておりません。

Q6-7 施設の改修を行うことは可能か。

A 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費、施設の改修に関する経費に使用することは出来ません。ただし、本事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付調整費等については使用可能です。

Q6-8 「本事業のために購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付調整費」とは具体的にどの程度か。

A ①設備備品を建物に取り付け、固定するために必要な経費、  
②設備備品を設置し、調整するために必要な経費、  
③設備備品の設置に必要な床の補強や防振材の取付けに必要な経費等を想定しています。

Q6-9 指導者（指導医等）の指導力育成のためのFD開催や、学会・講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。

A 本事業は医学生の教育環境の充実に資する最先端医療設備の整備に係る経費を中心に支援することとしていることから、FD開催や、学会等への参加のための費用は認められません。

Q6-10 最先端医療設備の使用方法にかかる講習会を実施するため、会議費を支出することは可能か。

A 本事業は医学生の教育環境の充実に資する最先端医療設備の整備に係る経費を中心に支援することとしていることから、会議費の支出を認めておりません。

Q6-11 経費の使用で注意すべきことはあるか。

A 本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。また、本事業が医学生の教育環境の充実に資する最先端医療設備の整備という観点から、これの目的の達成のために必要となる機器の購入を主眼に据えており、臨床実習を実施するための指導教員等の雇用経費や、医師等の雇用経費、購入する機器に係る経費に比して、必要以上に過大な量の消耗品の購入に使用することはできません。

不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。

例えば、以下のようなものは本補助金で使用すべきではないと考えられます。

○学内の規程等に基づいていないもの（本事業のみ特別な扱いをすることは認められません）

○パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入

Q6-12 補助率は何割か。

A 国公私問わず、10/10の定額です。

Q6-13 他の大学改革推進等補助金における取扱要項において、設備備品費は補助対象経費の70%を超えないように記載があるが、本事業においても該当するか。

A 本事業においては該当しません。極論すれば、設備備品費として100%計上することも可能です。

Q6-14 設備を購入せず、ライセンス契約、リース契約、保守契約等は可能なのか。

A 本事業は機器の購入による整備を中心とした事業であり、原則としてライセンスのみの契約は該当しません。なお、本事業で購入する設備を導入するために必要となるソフトウェアライセンスの初回費用については、対象となります。リース契約、保守契約は対象となりません。

Q6-15 本事業により購入する設備の初回費用の中に、保守費を含めることはできるか。

A 保守費については認められません。

## 7. その他

Q7-1 書面審査は全ての申請に対して行われるのか。

A 書面審査は全ての申請に対して行います。

Q7-2 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

A 事業の選定後、本事業の申請・選定状況等を公表する予定です。

Q7-3 業者選定の際、相見積もりが必要か。

A 本事業では複数社による見積もりは必須とはしませんが、各大学の規程に従い、適切な取扱いを行うようにしてください（規程の新設・拡大解釈等により、本事業のみ特別の取扱いとすることは認められません）。

なお、本補助金は、適正化法等が適用されるため、一般競争契約（契約に関する公示をし、不特定多数の者による競争をさせ、最も有利な条件を提示した者との間で締結する契約方式）などにより、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用してください。



Q7-4 『収容定員調査票』における「学部規模（入学定員）※数値を入力」欄及び「学部規模（入学定員）区分 ※プルダウンリストから選択」欄について、どのように記載すればよいか。

A 「学部規模（入学定員）」欄及び「学部規模（入学定員）区分」欄は、公募要領の「3. 申請資格・要件等（3）申請資格」の（表1）における「学部規模（入学定員）」を確認するために設けています。

このため、「学部規模（入学定員）」欄については、設置する学部の平均入学定員を記載し、「学部規模（入学定員）区分」欄については、設置する学部の平均入学定員を基に区分を選択してください。

Q7-5 『収容定員調査票』は、専攻単位での記載ではなく、学部学科単位の記載でよいか。

A 専攻単位での記載は不要です。基本的には学部単位となりますが、学科で修業年限が異なる場合は、学科ごとに記載してください。（例：医学部（医学科）、医学部（看護学科）等）  
なお、『収容定員調査票』は、各年度の5月1日時点での情報をご記入ください。

### <申請書の記載方法について>

Q7-6 申請書「3. 医学生の教育環境の充実を図る取組」の「診療参加型臨床実習の充実に向けた計画」について、本事業で整備する機器との関連についても記載が必要か。

A 「診療参加型臨床実習の充実に向けた計画」欄については、必ずしも、本事業で整備する機器との関連についての記載は必要ありません。

Q7-7 申請書「5. 設備整備計画の策定（2）毎年度の設備整備予算額」は法人全体の設備整備予算額という認識で良いか。

A 大学病院（本院）の設備整備予算額を記入してください（法人全体又は大学全体の設備整備予算額ではありません。）

Q7-8 大型設備のため契約手続きに相当の期間を要することになることが想定されるが、納入予定年月日が令和6年度（例：令和7年2月）となる場合、申請書「5. 設備整備計画の策定（4）設備整備計画」及び「6. 資金計画」にはどのように記載するのか。

A 申請書「5.（4）設備整備計画」の計画年度には「R6」と記載し、「6. 資金計画」の納入予定年月には「令和7年2月」と記載してください。（ただし、本事業が令和5年度補正事業であることから、令和6年度のできる限り早い時期に納品され、実際に稼働できるよう留意してください。）

Q7-9 申請書【別添】「医行為の数」における「-上記以外」とは具体的に何を指しているのか。

A 「全ての医学生に実施させた」または「一部の医学生に実施させた」に当てはまらない場合は「-上記以外」を選択してください。